

福岡県告示第708号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	令和3年10月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	芦屋町町民会館	芦屋町
	令和3年10月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	水巻町中央公民館	水巻町
	令和3年10月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	遠賀町役場	遠賀町
	令和3年10月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	岡垣町中央公民館	岡垣町
	令和3年10月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	岡垣町東部公民館	
		令和3年10月23日から 令和3年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、芦屋町、水巻町、遠賀町及び岡垣町と協議の上、指示する。	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	令和3年10月23日から 令和3年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		芦屋町 水巻町 遠賀町 岡垣町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和3年10月23日から 令和3年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		芦屋町 水巻町 遠賀町 岡垣町

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により (1)の検査を受検で きない非自動はか り、分銅及びおもり の検査	令和3年10月23日か ら 令和4年1月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けよう とする者と協議の上、指示する。	芦屋町 水巻町 遠賀町 岡垣町
--	---------------------------------	---	--------------------------